



送りつけ商法

■主なトラブル事例

息子宛ての代金引換郵便小包が届いた。息子が注文したと思い代金を支払ってしまったが、むすこは注文していないと言う。支払ったお金を返してほしい。

■トラブルにあわないために！

勝手に送りつけられた商品は、代金を支払うことや返品する必要がありません。事業者に対して商品の引き取りを要求した場合には、7日を経過すれば保管する必要はなくなります。送られてきた日から14日間経過した場合には事業者は商品の返還を求めることはできなくなります。ただし保管期間中は、自分の物と同様の注意を払って保管しなければなりません。



■代金引換郵便が届いた場合どうしたらいいですか？

代金引換郵便でお金を支払うと返金は大変難しいです。注文したかどうかわからないときは、いったん持ち帰ってもらい、注文していないとわかった場合は、受け取り拒否しましょう。

困った時は、1人で悩まず 早めに

御殿場市消費生活センター に相談して下さい。

TEL 0550-83-1629 FAX 0550-82-4333